

PM2.5

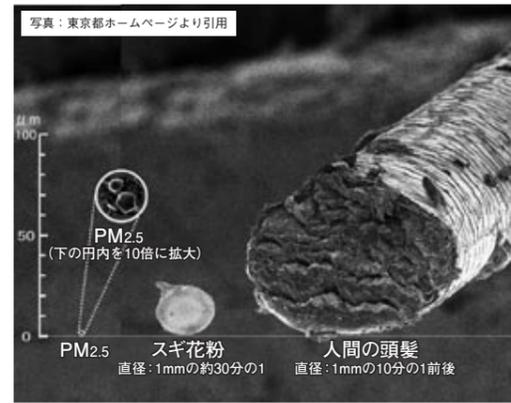
微小粒子状物質 (PM2.5) について

微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染が、全国的に問題になっています。3月5日には、県内各地で高濃度のPM2.5が観測され、県では不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすなどの注意喚起情報を、全国で初めて発表しました。

そこで今号では、同物質の概要のほか、市の対応についてお知らせします。

微小粒子状物質 (PM2.5) とは

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に漂う小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル、 $1\mu\text{m} = 0.001\text{mm}$)、髪の毛の太さの30分の1の大きさ、右写真参照) 以下のものをいいます。その成分には、炭素成分や硝酸塩、アンモニウム塩などが含まれており、物が燃焼することによって直接発生する場合と、環境大気中の化学反応により生成されたものがあります。PM2.5は粒径が非常に小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。



PM2.5の環境基準

環境省では、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、PM2.5の環境基準を1年平均値が1立方メートルあたり $15\mu\text{g}$ (マイクログラム、 $1\mu\text{g} = 100$ 万分分の 1g)、 $1\mu\text{g}/\text{m}^3$ (メートル四方の空間にほこりがひとつ漂っている程度) 以下であり、かつ、1日の平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることと定めています。

また、PM2.5の健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定指針値を、1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定めており、この値を超えると予測される場合は、各自治体が住民に対して注意喚起を行うことを推奨しています。ただし、呼吸器系や循環器系の疾患のある人、小児や高齢者などでは個人差が大きいと考えられていることから、暫定指針より低い濃度でも健康影響が生じる可能性は否定できないとされています。環境省では、この暫定的な指針値については、必要に応じて見直しを行うことにしています。

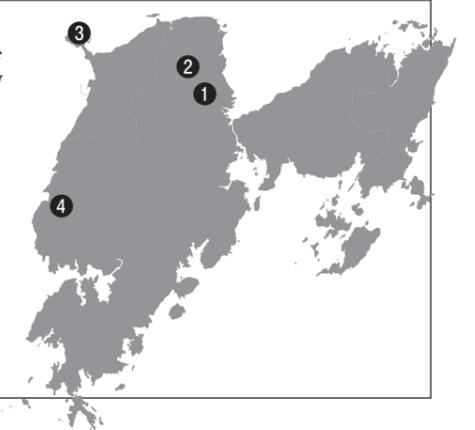
天草地域内4カ所でPM2.5の濃度を測定

県では、平成22年度からPM2.5の調査を開始しており、現在、県内18カ所でPM2.5濃度を測定しています。

このうち、天草地域内には4カ所に測定局 (①天草保健所、②五和手野、③荅北志岐、④天草高浜) が設けられています。

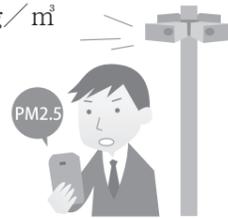


天草保健所の測定装置



PM2.5の濃度が高いときは 市民の皆さんへ注意喚起を行います

- ◆注意喚起を行う基準：PM2.5の濃度の1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性があるとき。
- ◆判断方法：天草地域内4つの測定局のうち、1局でも当日の午前5時から同7時までの各1時間値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性があるとして判断します。
- ◆注意喚起の方法
 - ・防災行政無線による一斉放送
 - ・市ホームページへ掲載



「天草市安心・安全メール」でも配信します
市では、4月1日から運用を開始する「天草市安心・安全メールサービス」でも、注意喚起情報を配信します。同サービスの登録方法などの詳細は、次ページをご覧ください。

注意喚起が発表されたときは

市民の皆さんには、市から注意喚起が発表されたときは次のことに注意していただきますようお願いいたします。

- ①不要不急の外出を控える。
- ②屋外での激しい運動をできるだけ減らす。
- ③外出時はマスクを適切に着用することが望ましい。
- ④屋内に粒子を持ち込まないよう、室内の換気は必要最小限とし、洗濯物はできるだけ室内に干すなどのくふうを行う。
- ⑤引き続き熊本県が公表する1時間ごとの速報値に注視する。



PM2.5に関する情報を各ホームページで提供しています

- 【熊本県】
県内の微小粒子状物質などの測定値 (速報値)
<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/taikiHourItem/taikiHourItemindex.htm>
県内の大気環境の状況
<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/index.htm>
- 【環境省】
大気汚染物質広域監視システム (そらまめ君)
<http://soramame.taiki.go.jp/>
- 【独立行政法人国立環境研究所】
環境GIS
<http://tenbou.nies.go.jp/gis/>



【問い合わせ先】 本庁・市民環境課 ☎231111